

關東地方評議會創立に關する聲明書

總同盟の一大危機

親愛なる同志諸君！ 我總同盟は今や一大危機に際會してゐる。一大危機とは何ぞや？

我が總同盟十三年大宣言書に冒頭に掲げたが如く「今や我國労働運動は最も重要な轉換期に立つてゐる。而して我等がそれに處するの途は「理想に燃ゆる少數者の運動がやゝとすれば、激進と生硬とに傾く」を防ぎ「其政策をより現實化し「積極化」して無組織労働者を組織すると共に組合を産業界に合同し「飛躍力を集めるの外ないのである。

斯くの如き重要な時期にあるに拘らず關東同盟會は十三年間官能と資本家階級の絶えざる押壓と、刻々襲ひ來たる不斷の生活不安とに耐へつゝ、協力一致、血と涙を以て、築き上げた同盟組合を、單に思想と感情の一時の衝突を期として、何等正常なる理由なきに拘らず、しかも規約を無視し、中央委員會の決議と報告とを蹂躪して除名した。

我總同盟は實に於ても、量に於ても、我國に於ける最も優れたる組合たることを誇るも、僅かに會費を以て資本家階級の壓迫と對して、誠は弱少たることを嘆ざるを得ないのである。而かも、關東は關西に比して、量に於て劣り、關東同盟會所屬會員數は僅かに一萬餘にすぎざるの慘狀である。故に一人の組合員と雖も、不斷に無組織労働者を組織化するに努力すべきであり、また、労働階級の革命的精神に訓練されるべきである。

然るに何事ぞ！ 三千餘の組合員を包含し、しかも一層高率を以つて増加しつゝある、關東鐵工組合外四組合を除くると！

しかもその除名は彼等關東同盟會の幹部が頑迷にして、中央委員會の報告を採用せず、遂に無二決行したる爲め、總同盟全體に賛否二派の波紋を滴かめたるのである故に今後と雖も如何に慎重たるとんとするもかならず労働を懼さ

分裂の原因と其責任

關東同盟會に斯くの如き内紛を來したるは何に原因するか？ 遠く之をたゞせば新舊思想の衝突と云はねばならぬ。然し新舊思想に岐れた對抗のみではなくて、今や新思想に育まれたる若き闘士の活動は、舊分子の活動を凌駕し、やがて、その地位を危殆に陥らしめねばやまぬ勢を示した、それで舊分子は狼狽し初めた。其結果、未だ彼等の聲望の存する間に事を舉げ、一舉にして新勢力を掃倒しなければならぬ最後の一線にまで來た。そこで彼等は同盟會大會に於ける新勢力を代表する四組合の些細なる缺點を指摘して遂にこの暴舉に出たのである。

彼等が死者狂ひになり一切の思慮分別を失ひ、組合運動の精神も労働階級の道徳も如何に無視したかは次の事實を以て明瞭である。彼等の除名決議は組合規約を無視し組合道徳を無視してゐる日本労働總同盟會則第二十六條に「本同盟加盟の各團體は本會の目的を達する爲め特に組織する必要がある時は聯合會を組織することを得」第二十七條には「前條の目的を達する爲め直接地方聯合會は同盟會を組織することを得」と規定し、之に従つて組織せられたる關東同盟會規約にも亦第二條本會は關東地方に於ける日本労働總同盟會所屬の組合を以て組織し、「一」と規定してある。然るに關東同盟會は日本労働總同盟會の目的を達する爲め、これに所屬する組合が結行したものであつて、日本労働總同盟會に加盟してゐる以上當然の權利として、關東同盟會に加盟することが出来るのである故に日本労働總同盟會則には第二十五條に脱退せしむる規定が

する所重大なるを要するのである。果して然らば今やこの内紛は總同盟を崩壊せしめ、名實共に失はしむる危機と云はすして何ぞ！ 我等はこの危機を醸したる原因と責任とを明かし、今後の態度を聲明しなければならぬ。

あるけれども、關東同盟會にはその規定がないのである。即ち日本労働總同盟會を除名しない以上、關東同盟會が除名すべき筋合のものではないのである。果して然らば關東同盟會幹部の態度は全然規約を無視した暴舉であつて「組合道徳を冒瀆しないもの」と云得てであらうか？

然し、我等がこれと云へば、彼等が決して永久にかかあるべしとは信ぜないが故に之を寛容して、將來の糾合を期待し、一時分裂の形式を維持し、別に聯合會を創立したのである。この寛容の態度はやがて一般組合員及び労働者に徹底せられ再び結合せらるるの日に達かぬことを信ずるのである。更に驚くべきは、關東同盟會としての個人除名である。個人は職位が組合である以上、個人の行動に對しては、その個人の所屬する組合に於て責任を負担すべきであつて、我々同盟會の専斷的決議に基き、その組合員たるの資格を喪失すべきではないのであるに拘らず、之が除名を決議し、臆面もなく組合に通知すると共に機關紙に署名と發表するに於ては常軌を逸したる行為と見做さねばならぬ。これとて斯く明かに決議文を交付せられぬ内は一時隠忍自重して、平組員たることを無理ではあつても、忍容しやうと内意を洩したるに拘らず、全然議題の討論を用ひずして十一月十六日の關東同盟會の理事會に於て決定したのである。故に一般理事は事の内容も成行も解せずして盲目的に決議されたのである。

斯くて尙ほ我等は屈從すると組合道徳であらうか？ 一般常識

識ある者は一議に及びぬであらう。彼等の除名処分は中央委員會の決議を無視し、日本労働總同盟の多年の主張たる産業界合同主義、中央集中主義を蹂躪したものである。十二月十九日發表の中央委員會の聲明書に依れば、中央委員會は十一月二、三、四の三日間に亘つて開催した會議に於て「除名せずして、除名に次の處分を以てし、内に於て一とせるに反し、敢て除名を遂行したのである。これともなをさす中央委員會の決議を無視したものであつて、鈴木會長及び加藤主席が辭表を呈したるも故なきにあらずである。これに於て中央集中主義を奉ずるものなりや否や。

斯く中央委員會の決議を無視しながら一方産業界合同主義によつて苦心倦勞を上げた關東鐵工組合をムズク二分して中央委員會を構成したのである。しかもその東京鐵工組合に對する十二月十日の關東同盟會理事會開會前日數時間前に急造したものである。これに於て急造したることを認むるのである。斯く見れば分裂を惹起せしめた原因は關東同盟會幹部が規約を無視し、組合道徳を蹂躪して野蠻的專斷に存すると云はざるを得ない。従つて又その責任も彼等が負担すべきは言を俟ないのである。彼等は斯くの如き證據を以て自己庇護の醜態なる行動を辯護する爲めあらゆる手段を弄した。その最たるものは十一月十六日に發政之助井外五名の除名理由書である。これによれば、クダリしく數千言を費してゐるが、要するに、五組合の行動は「無政府主義者」と異なり、「小兒病的思想運動であり、一團劣なる野蠻的精神」を露し、組合道徳を冒瀆するものであると云ふに存するが、この事件に關しては既に述べたるが如く、毛頭斯くの如きことなく、却つて

てゐるが、四組合が退席したは決して自分等の意見が採用されぬのに小兒病的行動を露して、兇惡の行爲に出でたのではないことは、其聲明書に於て明かに示されてゐる通りである。大會の空氣が晴せずして四組合一致の行動を採らしめたる下であつて、決して隠微に於て多數の意見を固執するものではない。その事は後に四組合が多數の決定に何等遠反せず、殊に大會に於て決定せられる産業界合同問題に努力し、以て多年の主張を貫徹しやうと努力した、あつたのに徴して明かである。

二、關東鐵工組合分會不可を主張する爲め數度理事會を開會し、關東同盟會の無法の態度に對し、反省を促したるのである。殊に關東鐵工組合の分裂を遂げ、關東同盟會の分裂を遂げ、獨り關東同盟會幹部の蹂躪に任して、自然の認解を俾つたのである。故に決して「輕罪行動」を指彈すべき行動をして居らぬのである。

斯く見れば分裂を惹起せしめた原因は關東同盟會幹部が規約を無視し、組合道徳を蹂躪して野蠻的專斷に存すると云はざるを得ない。従つて又その責任も彼等が負担すべきは言を俟ないのである。彼等は斯くの如き證據を以て自己庇護の醜態なる行動を辯護する爲めあらゆる手段を弄した。その最たるものは十一月十六日に發政之助井外五名の除名理由書である。これによれば、クダリしく數千言を費してゐるが、要するに、五組合の行動は「無政府主義者」と異なり、「小兒病的思想運動であり、一團劣なる野蠻的精神」を露し、組合道徳を冒瀆するものであると云ふに存するが、この事件に關しては既に述べたるが如く、毛頭斯くの如きことなく、却つて

識ある者は一議に及びぬであらう。彼等の除名処分は中央委員會の決議を無視し、日本労働總同盟の多年の主張たる産業界合同主義、中央集中主義を蹂躪したものである。十二月十九日發表の中央委員會の聲明書に依れば、中央委員會は十一月二、三、四の三日間に亘つて開催した會議に於て「除名せずして、除名に次の處分を以てし、内に於て一とせるに反し、敢て除名を遂行したのである。これともなをさす中央委員會の決議を無視したものであつて、鈴木會長及び加藤主席が辭表を呈したるも故なきにあらずである。これに於て中央集中主義を奉ずるものなりや否や。

斯く中央委員會の決議を無視しながら一方産業界合同主義によつて苦心倦勞を上げた關東鐵工組合をムズク二分して中央委員會を構成したのである。しかもその東京鐵工組合に對する十二月十日の關東同盟會理事會開會前日數時間前に急造したることを認むるのである。これに於て急造したることを認むるのである。斯く見れば分裂を惹起せしめた原因は關東同盟會幹部が規約を無視し、組合道徳を蹂躪して野蠻的專斷に存すると云はざるを得ない。従つて又その責任も彼等が負担すべきは言を俟ないのである。彼等は斯くの如き證據を以て自己庇護の醜態なる行動を辯護する爲めあらゆる手段を弄した。その最たるものは十一月十六日に發政之助井外五名の除名理由書である。これによれば、クダリしく數千言を費してゐるが、要するに、五組合の行動は「無政府主義者」と異なり、「小兒病的思想運動であり、一團劣なる野蠻的精神」を露し、組合道徳を冒瀆するものであると云ふに存するが、この事件に關しては既に述べたるが如く、毛頭斯くの如きことなく、却つて

識ある者は一議に及びぬであらう。彼等の除名処分は中央委員會の決議を無視し、日本労働總同盟の多年の主張たる産業界合同主義、中央集中主義を蹂躪したものである。十二月十九日發表の中央委員會の聲明書に依れば、中央委員會は十一月二、三、四の三日間に亘つて開催した會議に於て「除名せずして、除名に次の處分を以てし、内に於て一とせるに反し、敢て除名を遂行したのである。これともなをさす中央委員會の決議を無視したものであつて、鈴木會長及び加藤主席が辭表を呈したるも故なきにあらずである。これに於て中央集中主義を奉ずるものなりや否や。